

災害から身を守るために

vol.12

「いざ」という時に…減免・融資制度編」



今回は、市民の方々からの問合せが多い、税の減免制度や融資制度についてお知らせします。

地震や風水害などで被害を受けたときは、被害の程度により、市税などの軽減が受けられます。また、市では災害の復旧などについて下の表のような融資制度を設けています。税の軽減や融資制度の対象は、被害の度合いなどにより異なりますので、くわしいことや不明な点については、各制度の担当課へ問い合わせてください。

また、近い将来発生が予想される宮城県沖地震やそれに伴う津波に対して、建物や家具などの耐震対策、避難経路や持ち出し品の確認など、日ごろから「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、防災対策をしておきましょう。

■税の減免関係

区分	減免等の対象	減免などの割合	
市税の減免	固定資産税 都市計画税	土地の面積の10分の2以上の損害または家屋（償却資産）価格の10分の2以上の損害	税額の10分の4～全額
	市民税	<ul style="list-style-type: none"> 住宅（家財）の価格の10分の3以上の損害（ただし、前年の所得が1,000万円以下） 所得金額の10分の1以上の損害のときは、雑損控除ができる 	税額の8分の1～全額
国保税の減免	住宅（家財）の価格の10分の3以上の損害（ただし、前年の所得が400万円以下）	税額の8分の1～全額	

問合せ先 ※県税や国税(所得税)に関しても、災害に応じて減免の措置があります。詳しいことは問い合わせてください。
 市税務課固定資産係 ☎(22)6600内線378 // 内線384 県税 気仙沼地方振興センター税務部 ☎(24)2530
 // 市民税係 // 内線384 国税 気仙沼税務署 ☎(22)6802
 市保険課国保係 // 内線351

三陸南地震における市民の避難に関する調査にご協力ください

市では、防災関係団体と協力し、5月26日に発生した地震の際、市民の皆さんがとった行動を調査し、今後の防災対策に役立てるため、市内の「津波浸水予想地区」の世帯を対象にアンケート調査を実施します。

調査票が届いた際は、アンケートにご協力願います。記入していただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、7月31日（木）までにポストに投函してください。

アンケートに関する問合せ先

- 群馬大学片田研究室
☎0277(30)1651
- 財阪神・淡路大震災記念協会
「人と防災未来センター」
☎078(262)5073

問合せ先 市危機管理室
☎(22)6600内線221

■中小企業への融資

名称	対象	貸付限度額	利率	保証料	取扱金融機関
中小企業振興資金	中小企業者	1,500万円	2.20%	保証協会所定(市負担)	市内金融機関
中小企業振興資金(特別経営安定化資金)	〃	500万円	2.20%		
小企業小口資金	小企業者	350万円	2.20%		

問合せ先 市商工課商工労働係 ☎(22)6600内線447

■水産業に関する融資

名称	対象	貸付限度額	利率
沿岸漁業経営安定資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 20トン未満の漁船漁業者 ● 沿岸漁業所得が過半を占める漁業者 など 	個人 200万円	0.45～0.70%
		法人 400万円	

問合せ先 市水産課漁業振興係 ☎(22)6600内線457